資料7

# 専門調査会における検討項目（たたき台）

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 項目名 |
|---|---|---|---|
| 電子行政 | 手続きの電子化 | 1 | 償却資産税申告の電子化 |
| | | 2 | 地方税等の収納方法に関する規制の緩和 |
| | | 3 | 納税告知書等の電子的方法による通知 |
| | | 4 | 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化 |
| | | 5 | 航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化 |
| | | 6 | 特定原産地証明書の電子発給について |
| | オンライン手続きの利便性向上 | 7 | 輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進 |
| | | 8 | 雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略） |
| | | 9 | 自動車登録のワンストップサービスの拡充 |
| | 電子署名・認証の利便性向上 | 10 | 公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加 |
| | | 11 | 電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和 |
| | 申請手続等の統一化 | 12 | 全国共通の電子行政サービス実現のための申請様式等の統一化（①住民税関連手続き（住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の |
| | | 13 | 全国共通の電子行政サービスの実現のための申請様式等の統一化（②廃棄物処理法上の行政手 |
| | | 14 | 自治体情報システムの統合・集約化 |
| | | 15 | 自動車の保管場所証明申請書の統一及び記載方法の見直し |
| | 手続きのワンストップ化 | 16 | 行政機関が保有する情報の再提出不要化（①引越時の各種行政手続） |
| | | 17 | 行政機関が保有する情報の再提出不要化（②証明書類の添付） |
| | | 18 | 行政期間が保有する情報の再提出不要化（③登記申請に添付する情報） |
| | | 19 | 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付 |
| | | 20 | 都市開発等に係る各種行政手続きの窓口の一本化 |
| | 行政内部手続きの効率化 | 21 | 旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化 |
| | 行政保有情報の活用 | 22 | インターネット官報の無料公開 |
| | | 23 | 政府統計データの活用 |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 項目名 |
|---|---|---|---|
| 電子行政 | 行政保有情報の活用 | 24 | 自動車関連情報の参照（自動車に関する履歴情報の集約システム化） |
| | | 25 | 住基情報の利活用範囲の拡大 |
| | | 26 | 交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大 |
| | 政治活動に関する電子化 | 27 | 政治活動に関する電子化（電子投票等） |
| | | 28 | 政治活動に関する電子化（インターネットを活用した選挙活動） |
| 医療 | 遠隔医療 | 29 | 遠隔医療の実施可能範囲の明確化 |
| | | 30 | 遠隔医療に対するインセンティブの付与 |
| | | 31 | メタボ健診の保健指導の遠隔面談 |
| | | 32 | 処方せんの電子化 |
| | 医療情報の電子化 | 33 | 診療報酬請求及びカルテの完全電子化 |
| | | 34 | 医療情報の2次利用に関する規定の整備 |
| | 手続きのオンライン化 | 35 | 医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化 |
| | 対面販売原則の緩和 | 36 | 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売 |
| その他 | 教育 | 37 | 教科書の電子化 |
| | | 38 | 指導要録・表簿の電子化 |
| | 書面の電子化 | 39 | 国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和 |
| | | 40 | 電子的な手法による労働条件の明示 |
| | | 41 | 特定の商取引における書面交付の電子化 |
| | | 42 | 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付 |
| | 事業環境の整備 | 43 | 匿名化された個人の情報の活用 |
| | | 44 | データセンターの国内立地環境整備 |
| | | 45 | 著作権制度の整備（フェアユース） |
| | | 46 | プロバイダ責任制限法の対象拡大 |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電子行政 | 手続きの電子化 | 1 | 国民 | | | | 償却資産税申告の電子化 | 地方税法 | 償却資産税の電子申告が全ての市町村でできないため、システム対応できず、結局、全て紙での申告となっている。ある企業においては、申告箇所が約500、申告書枚数が約8，000枚と、膨大な作業が生じている。<br>手続きの簡素化を図るため、償却資産税の申告を、全国的に電子データで一括して行えるようにする。 | |
| | | 2 | 国民 | | | | 地方税等の収納方法に関する規制の緩和 | ・地方税法<br>・地方自治法<br>・地方自治法施行令 | 地方税等の納付については証紙、口座振替又は証券をもって納付することと限定列挙されているところであり、RFIDの技術を利用した方法が採用出来ない。<br>このため、技術革新による収納をめぐる環境の変化に対応できるよう、収納方法を限定列挙する制度を見直し、地方公共団体が取り扱える収納方法の条件を明示する等により、一定の範囲で地方公共団体が自主的な判断で収納方法を採用できるようにする。 | |
| | | 3 | 国民 | | | | 納税告知書等の電子的方法による通知 | ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条 | 納税告知書、督促状等の処分性を有する文書については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条により、行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないとの理由から、電子的方法による通知がなじまないとされている。<br>このため、国税の納税告知書等を電子的方法で受け取ることを可能とし、納税者の利便性の向上を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を改正する。 | |
| | | 4 | 国民 | | | | 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化 | 航空機登録令第12条～15条等、航空機登録規則14条等 | 2010年3月29日をもってオンライン申請が終了した航空機登録申請は、添付書類を別途郵送する等の手間が発生していたため、実際の利用に結び付いていなかった。しかし、航空機を複数台所有する企業においては、月に数回程度申請の必要があり、添付書類が削減されれば、電子申請をしたいというニーズがある。<br>このため、航空機登録に関する申請は、申請に必要な書類を削減した上で、全てオンラインで出来るようにする。 | 平成22年3月29日、航空機登録関係のオンライン申請は終了している。 |
| | | 5 | 国民 | | | | 航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化 | 該当なし | 航空機用火工品を輸入する際に、火薬類取締法第24条に規定する都道府県知事の輸入の許可及び輸入後の届出が必要とされているが、オンラインで申請できないため、申請者に負担が生じている。このため、インターネットを利用して簡単に申請できるようにする等により申請者の負担を軽減するべきである。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 6 | 国民 | | | 重点 | 特定原産地証明書の電子発給による貿易の円滑化 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条第5項等 | EPAにおける物品貿易において、わが国から輸出される産品が相手国税関でEPA税率（通常の関税率よりも低い関税率）の適用を受けるためには、輸出産品がEPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する原産地証明書を輸入国での通関時に税関に提出する必要がある。原産地証明書の発給申請は電子化されているものの、証明書自体は紙で発給されている。<br>EPAにかかる物品貿易の円滑化を図るため、当該原産地証明書を電子発給できるようにする。 | 「日本を元気にする規制改革100」にて平成22年度中に検討し、結論を得るとしている。 |
| | オンライン手続きの利便性向上 | 7 | 国民 | | | 重点 | 輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進 | 輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ） | 輸出入・港湾関連手続きの一元化、簡素化を目的に平成20年10月12日に稼働した輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）において、港湾・通関・検疫毎に異なる書式が存在し、また、国際システムとの互換性がないため、利用が促進されていない。<br>システムの利便性を向上させ、利用促進を図るため、書式を統一化するとともに、国際システムとの互換性を確保する。 | 行政刷新会議分科会において引き続き検討する事項とされている。 |
| | | 8 | | | | 重点 | 雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略） | 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条 | 平成23年1月に予定されている企業−職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」に関し、離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保する方法として、離職者の電子署名が必要となった場合には、オンライン利用の向上が図れない可能性が懸念される。<br>このため、離職者の電子署名の代替手段について検討する。 | |
| | | 9 | 国民 | | | | 自動車登録のワンストップサービスの拡充 | 行政書士法施行規則　第20条 | 保管場所証明関係手続、自動車の検査登録関係手続、自動車重量税の納税手続並びに自動車税及び自動車取得税の納税手続について、申請、申告、決済をオンラインで行うことを可能とする自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS)について、社団法人自動車販売協会連合会が代理申請を業として行うことが出来る範囲は、行政書士法施行規則第20条の規定により新規登録び新規検査等の範囲に限定されており、自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録又は移転登録等については紙面での審査となっているため、一括でのオンライン申請を妨げている。<br>行政書士以外の者も一括でのオンライン申請が行えるようにするため、代理申請ができる手続きを拡大する。 | |
| | 電子署名・認証の利便 | 10 | 国民 | | 戦略 | | 公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加 | 公的個人認証法（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律）<br>・第17条第1項、第5項 | 公的個人認証法第17条第１項及び第５項により、公的個人認証サービスの署名検証者は、行政機関等、裁判所、行政手続の代理者、政令に定める基準に適合する民間の認定事業者等に限定されている。<br>公的個人認証の利活用を促進するため、署名検証者を一般の民間事業者（ネット銀行やeコマース業者）に拡大する。 また、公的個人認証サービスは、文書の真正性を確認する署名用途に利用されているが、認証用途にも使えるようにする。 | IT戦略工程表に沿って総務省において公的個人認証サービスの制度改正を検討中。 |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 性向上 | 11 | 国民 | | | | 電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和 | 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条 | 民間では、法人内で利用する組織長印の電子版として、認定認証事業者が発行する電子証明書を活用している。認定認証事業者が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、組織長個人の、公的機関が発行する個人情報を証明する書類（住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時に行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印）が必須となっている。法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。<br>このため、法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報を証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、利用者を文書で証明するなどの方法でも可能とする。 | |
| | 申請手続等の統一化 | 12 | 国民 | | | | 全国共通の電子行政サービス実現のための申請様式等の統一化（①住民税関連手続き（住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化）） | 地方税法第41条、第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条 | 給与支払報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続き等、特別徴収義務者（企業）が行う住民税特別徴収の手続きにおいて、各市区町村によって帳票書式の相違、電子データ授受への対応等が異なっているため、給与所得者（従業員）の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない状況にある。<br>業務処理の大幅な効率化及び誤徴収の防止を図るため、給与支払い報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続きなど、住民税特別徴収に係る手続については、全国の市区町村共通の電子手続システムを構築するなど、電子化・オンライン化及び窓口の一元化を行い、全国共通の電子手続を可能とする。また、今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続きについては、eLTAXをベースとしつつ、自治体全体で共通のプラットフォームを形成していく。さらに、給与取得者（従業員）本人が各自専用HPへアクセスし、特別徴収税額や各種異動手続きの状況をオンラインで参照できるような仕組みを構築する。 | |
| | | 13 | | | | 重点 | 全国共通の電子行政サービスの実現のための申請様式等の統一化（②廃棄物処理法上の行政手続き） | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条 | 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請にあたって、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の市長の許可を個々に取得する必要があり、事務負担が多い。<br>民間事業者の事務負担を軽減するため、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができるようにする。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 14 | | | 戦略 | | 自治体情報システムの統合・集約化 | 検討中 | 全国の地方自治体がそれぞれ情報システムを構築することにより、行政コストが増大するとともに、業務の標準化が困難になる等の問題がある。<br>地方自治体における行政コストの圧縮と行政サービスの質の向上、実施的な業務の標準化の進展を図るため、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化を推進する。 | 総務省自治体クラウド推進本部にて自治体クラウドの全国的な展開のための施策・制度等について検討を行っており、11月中に一定の結論を取りまとめる方針。 |
| | | 15 | 国民 | | | | 自動車の保管場所証明申請書の統一及び記載方法の見直し | 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 | 自動車の保管場所申請書の書式が都道府県により異なるため、申請者の事務処理上負担となっている。また、住居表示に関する法律に基づき、住居表示が実施されている地域において、建物を除却して更地にした場合、住居表示の番号は建物その他の工作物に付されるものであるため、当該土地の住所は住居表示ではなく不動産登記法に基づく地番によって表示され、当該更地について自動車保管場所申請を行う場合、住所は地番による住所を記載することとなるが、警察署によって、以前の住居表示に基づく住所の記載を要求される場合がある。<br>申請者の事務負担を軽減するため、自動車の保管場所申請書の書式を統一するとともに、住居表示がない場合には地番による住所を記載するよう警察署による運用の徹底を図る。 | |
| | 手続きのワンストップ化 | 16 | | | | 重点 | 行政機関が保有する情報の再提出不要化（①引越時の各種行政手続） | ・児童扶養手当転入届：<br>児童扶養手当法施行規則第6条第2項、児童扶養手当法施行規則第13条<br>・運転免許記載事項変更届（住所変更）：<br>道路交通法第94条第１項、道路交通法施行規則第20条第3項第１号<br>・厚生年金保険被保険者住所変更届：<br>厚生年金保険法９８条、厚生年金保険法施行規則5条の５、２１条の２<br>・国民年金保険被保険者住所変更届：<br>国民年金法第１２条、国民年金法施行規則第８条 等<br>・転校届：<br>学校教育法<br><br>等、その他引越に関連する手続の根拠法 | 引越に伴う各種手続に関して、転出地及び転入地の自治体、各行政機関のデータ連携が行われていないため、届出等の手続きの負担が大きい。<br>引越前および引越後に行う手続（転出転入届、児童扶養手当等）については、転出地および転入地の自治体間でデータ連携を行うことによって、前居住地で受けていた行政サービスを、手続を行うことなく継続して受けることができるようにする。また、転出地の自治体で発行された書類を転入地の自治体に申請者本人が運ばなくてよいようにする。<br>また、引越後に行う手続（運転免許記載事項変更届（住所変更）等）については、転出地の自治体の保有する住所変更情報と各機関の保有する住所情報をデータ連携することによって、国民が添付書類等を取得する手間を負うことなく住所変更を可能にする。また、住所変更情報が反映されることによって、各機関の保有する情報の精度を向上させる。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 17 | | 法務省 | | | 行政機関が保有する情報の再提出不要化（②証明書類の添付） | 住民基本台帳第三十条の七、別表第一<br>戸籍法第1条、第6条、第8条第2項<br>戸籍法施行規則　第7条<br>各手続に関する法令 | 各種の行政手続を行う際、既に行政機関が情報を保有しているにもかかわらず、住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明書などの証明書を添付書類として求めているケースがあり、申請者の負担となっている。<br>国民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、行政が保有している情報については原則として記載・添付が不要となるよう行政機関における適切な情報の活用を推進する。 | |
| | | 18 | 国民 | | | | 行政期間が保有する情報の再提出不要化（③登記申請に添付する情報） | 不動産登記令（平成16年政令第379号）別表12の項添付情報欄へ（3）<br>同種の法令<br>同令別表13の項添付情報欄へ（3）<br>同令別表15の項添付情報欄ホ（2）<br>同令別表16の項添付情報欄ハ（3）<br>同令別表21の項添付情報欄ホ（3）<br>同令別表28の項添付情報欄チ（3）<br>同令別表32の項添付情報欄ニ（3）<br>同令別表35の項添付情報欄ハ<br>同令別表36の項添付情報欄ハ<br>同令別表37の項添付情報欄ロ<br>同令別表47の項添付情報欄ロ<br>同令別表49の項添付情報欄ロ<br>商業登記法（昭和38年法律第125号）第42条第3号，第47条第11号ロ，第48条第1項，第54条第2項2号，第77条第6号イ，第80条第5号，第81条第5号，第85条第5号，第86条第5号，第89条第5号，第90条第5号，第94条第2号イ，第129条第3項<br>組合等登記令（昭和39年政令第29条）第20条第1項 | 敷地権が存する場合の建物については、建物と建物の敷地を管轄する登記所が異なる場合が生じ得るため、登記所は建物の表示の登記の際に敷地権を調査する必要がある。このように登記所が他の登記所の管轄に属する物件についても調査を行うこととなる場合には、申請人は、当該建物の敷地の登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされている。<br>登記簿記載（記録）内容については法務局が管理し、法務局の登記官が申請書の審査するのであるから、手続きの簡素化を図るため、法務局内で情報を共有し、登記申請時の登記事項証明書の添付を省略する。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 19 | 国民 | | 戦略 | | 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付 | 戸籍法（昭和22年法律第224号） 第1条、第6条、第8条第2項<br>戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号） 第7条 | 戸籍法第1章第1条において、「戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する」、戸籍法第2章第8条において、「戸籍は、正本と副本を設ける。正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する」、また、戸籍法施行規則第1章第7条において「戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない」としており、現行法令上、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍謄抄本等）を本籍地以外の自治体で交付することは想定されていない。そのため、住所地以外の自治体に本籍を有している場合は、本籍地へ出向くか郵送による請求を行う必要があり、利用者にとって不便である。<br>住民の利便性の向上と自治体の戸籍事務従事職員の業務負担の軽減を図るため、戸籍謄抄本等について、コンビニや本籍地以外の自治体窓口、自動交付機等でも交付できるようにする。<br>※ 一部の広域連合等において戸籍謄抄本等の広域交付を実施している地域もあるが、法務省指示に基づき、戸籍事務従事職員に戸籍謄抄本等の発行に係る事務に限り他の自治体の職員として兼職（併任）して対応している。 | |
| | | 20 | 国民 | | | | 都市開発等に係る各種行政手続きの窓口の一本化 | 該当無し | 都市開発やエリアマネジメント活動において、許認可手続き窓口が複数あることが、調整の長期化の原因の一つとなっている。<br>手続きを簡素化、短縮化し、都心再生に向けた迅速な対応を可能とするため、行政機関の情報連携を図り、行政機関への申請が必要な項目（都市計画上の制約、広告物規制、食品衛生法、道路法等）を一つの行政窓口に申請ができるようにする。 | |
| | 行政内部手続きの効率化 | 21 | | 経産省 | | | 旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化 | 旅費法第3条、6条、10条、13条、18条、35条、所得税法基本通達等 | 旅費業務については、複雑な手当計算等の事務処理負担が大きく、旅行者への旅費の支払が遅い等の問題点がある。<br>旅費業務の効率化を図るため、現行の旅費法をはじめとする法令等を改正し、複雑な手当計算から実費ベースの精算、航空会社やホテルとの法人契約により、国から直接支払うことを可能にする。 | |
| | 行政保有情報の活用 | 22 | | 経産省 | | | インターネット官報の無料公開 | 該当なし | 官報の電子版については、内閣府から官報印刷を委託されている国立印刷局が、電子化への取組の一環として独自サービスで30日間分の官報掲載内容をインターネットで無料配信しているが、それ以前の官報掲載内容については、内閣府や財務省の承認の下「有料サービス」としてインターネットで提供している。<br>法律、政令、条約等の公布をはじめとする官報の掲載内容について国民に広く知ってもらうため、過去のものも含め、デジタル化されている分について、無料でインターネットからダウンロードできるようにする。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 23 | 国民 | | 戦略 | 重点 | 政府統計データの活用 | 統計法施行規則　第10条、第15条 | 委託による統計の作成（オーダーメード集計）は、統計法施行規則第10条により、学術研究・高等教育の発展に資する場合に限定されている。また、匿名データの提供については、統計法施行規則第15条により、学術研究・高等研究の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合に限定されている。<br>政府統計データの活用を図るため、オーダーメード統計及び匿名データの提供の要件を、例えばビジネス用途など、他の目的にも利活用できるよう拡大する。 | |
| | | 24 | | | | 重点 | 自動車関連情報の参照（自動車に関する履歴情報の集約システム化） | 道路運送車両法第22条（登録事項等証明書等）、自動車登録令第6条（自動車登録ファイル等） | 国土交通省が保有している自動車登録情報はネットで提供されているが、関係機関（警察庁、国土交通省、損害保険会社、自動車ディーラー、独立系整備工場、中古車販売会社等）が保有する自動車の製造、販売、登録、保守、保険利用等に係る各種データがデータベースとして一元管理されていないため、中古車市場における価値の適正評価が行われず、中古車市場が活性化していない。<br>このため、各府省等が保有している自動車に関する履歴情報を集約し、閲覧できるようにする。 | |
| | | 25 | 国民 | | | | 住基情報の利活用範囲の拡大 | 住民基本台帳法別表第1 | 現行の住民基本台帳法では、本人確認情報の提供先、用途は、住民基本台帳法別表第1に掲げる国の機関又は法人の事務と規定している。<br>住基情報の利活用を促進するため、住基情報の提供先、用途を民間企業の業務に拡大する。 | 行政刷新会議の規制制度改革分科会において継続検討事項とされている。 |
| | | 26 | | | 戦略 | | 交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大 | 国家公安委員会告示第12号（交通情報の提供に関する指針） | 警察庁、国土交通省が収集・保有する道路交通情報の種類が不明であるが、国家公安委員会告示（12号 交通情報の提供に関する指針）において、交通情報提供事業者が(財)日本道路交通情報センターを経由して受け取る事ができるデータとして、 主要道路における交通渋滞、旅行時間、交通事故、道路工事、路面状況、臨時交通規制、高速道路・自動車専用道路の出入口閉鎖を規定している。<br>道路交通情報の共有化を通じてグリーンITSの推進を図るため、交通情報提供事業者が上記以外の道路交通情報を受け取ることができるよう、国家公安委員会告示を修正する。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政治活動に関する電子化 | 27 | 国民 | | 戦略 | 重点 | 政治活動に関する電子化（電子投票等） | 公職選挙法第44条～第49条の2　等 | 指定された投票所における電磁的記録式投票機を使用した投票（以下「ペーパーレス投票」という。）は、地方選挙においては、各自治体が条例を制定することにより実施可能であるが、国政選挙においては、公職選挙法上認められておらず不可能である。<br>また、インターネット等を活用した投票所以外の遠隔地からの電子投票は、公職選挙法上認められていない。<br>まず、現状の地方選挙の現状を踏まえペーパーレス投票の国政選挙での実施を検討する。さらに、国政選挙及び地方選挙の双方における電子投票の実施を検討する。 | |
| | | 28 | 国民 | | 戦略 | 重点 | 政治活動に関する電子化（インターネットを活用した選挙活動） | 公職選挙法第142条～第146条　等 | 公職選挙法の規定により、現在、選挙活動において、インターネット等（電子メール・ウェブサイト）を利用することができないとされている。<br>国民の政治参加の促進や金のかからない選挙の実現のため、選挙活動におけるインターネット等の利用を可能とする。 | |
| 医療 | 遠隔医療 | 29 | 国民 | 総務省・厚労省 | 戦略 | 重点 | 遠隔医療の実施可能範囲の明確化 | 医師法第２０条、<br>情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成15年3月31日 厚生労働省医政局長通知） | 医師法第20条における「診察」は、医療安全のため、問診等により疾病に対して一応の診断を下し得る対面診療を原則としていることから、遠隔医療については、対面診療を代替し得る程度の有用な情報を得られるという安全性が必要であるとされている。現在、平成15年の厚生労働省医政局長通知により、7疾患が遠隔診療の対象として例示されているが、遠隔医療のモデル事業の実施を通じて、有効性・安全性が確認された遠隔医療技術については、7疾患の例示への追加等が可能と考えられる。<br>このため、追加可能な疾患がある場合は、遠隔医療の実施可能な明確な範囲を拡大するため、厚生労働省医政局長通知を改正する。 | |
| | | 30 | | 総務省 | | | 遠隔医療に対するインセンティブの付与 | 診療報酬に関する厚生労働省の告示　等 | 遠隔医療は、機器に要する費用などの従来の診療と比べ追加コストが発生するが、診療報酬に関する告示等の規定では、特段の配慮がなく、遠隔医療を行う場合は、医療機関側は遠隔医療の機器等に要する費用を自己負担しなければならない。<br>このため、診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得ることとする。 | 「規制・制度改革に係る対処方針」（平成２２年６月１８日閣議決定）において対処方針が示されている。 |
| | | 31 | 国民 | | | | メタボ健診の保健指導の遠隔面談 | 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条、第8条 | 特定健康診査及び特定保健指導（メタボ健診）における保健指導において、初回面談ではインターネット等による遠隔面談ができない。また、2回目以降の遠隔面談では、保険者の特定指導実施量を判断するためのポイントが直接面談より低い。<br>このため、遠隔面談による保険指導の実施によって、利用者の利便性向上を図るため、初回から遠隔面談ができるように省令を改正するとともに、2回目以降の遠隔面談による保険者の特定指導実施量を判断するためのポイントを直接面談と同等にする。 | 「規制・制度改革に係る対処方針」（平成２２年６月１８日閣議決定）において対処方針が示されている。 |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 32 | 国民 | | | 重点 | 処方せんの電子化 | 医師法20条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 現在、処方せんの交付については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）の適用対象外とされているおり、電子的な交付が認められていない。一部の診察は遠隔医療が認められているが、処方せんが電子化されていないために、遠隔医療の普及の妨げとなっている。<br>このため、遠隔医療の普及による患者の利便性向上のため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を改正し、処方せんの電子化を認めることとする。 | |
| | 医療情報の電子化 | 33 | 国民 | | | | 診療報酬請求及びカルテの完全電子化 | （カルテ）平成11年4月22日付厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知「診療録等の電子媒体による保存について」<br>（レセプト）療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令1～7条 | （カルテ）<br>電子カルテシステムの導入を支援するため、電子カルテシステムで使用する用語の整備やセキュリティ確保のためのガイドライン（医療情報システムの安全管理に関するガイドライン）の整備が行われているところ。<br>カルテの完全電子化を行い、医療機関による医療情報の共有化による医療の高度化を図るために、省令等を改正しカルテの完全電子化を義務化する。<br><br>（レセプト）<br>レセプトオンライン請求の原則完全義務化については、平成18年4月10日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により義務化が決定されていたが、平成21年11月25日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」により、義務化対象範囲が一部縮小された。<br>レセプトの完全電子化を行い、医療の高度化を図るため、再度「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の改正を行い、義務化対象の一部除外を撤廃する。 | |
| | | 34 | 国民 | | | | 医療情報の2次利用に関する規定の整備 | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン | 診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することは、医学研究分野については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」で、匿名化する場合であっても患者の同意を得る必要がある場合を定めているため、データの2次利用が妨げられている。<br>このため、疾病動向に基づく医療提供体制の整備や医薬品・医療機器の開発等を促進するため、患者の同意なしに匿名化した医療情報の2次利用が行えるように、ガイドライン等を改正する。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 手続きのオンライン化 | 35 | 国民 | | | | 医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化 | 薬事法等 | 医薬品の承認申請、承認事項の一部変更承認申請(一変承認)及び、承認事項の軽微変更届は、平成9年よりフロッピーディスク及び書面（書面が正）での申請が行われている。インターネットを通じたオンライン承認申請も可能とされているが、オンライン申請した場合でも、書面（紙）の郵送が求められるため、企業にとってメリットがなく、オンライン承認申請はほとんど利用されていない状況にある。<br>オンライン承認申請を普及させ、申請者の承認書保管の利便性を向上させるため、現在は書面が正の扱いであるが、電子情報を正とし、インターネットを利用したオンライン申請のみでの申請を認める。また、オンライン申請の手続きの簡便化を図る。 | |
| | 対面販売原則の緩和 | 36 | 国民 | | | 重点 | 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売 | 薬事法施行規則第15条の4<br>第159条の14,15,16等 | 薬事法及び厚生労働省令により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを活用した郵便販売にはリスクが比較的低い「第3類医薬品」に限定された。これにより、それまでインターネットで購入していた利用者の利便性が低下するとともに、販売側の経営にも大きな影響を与えている。<br>このため、消費者の利便性と安全の確保を図った上で、第3類以外の一般医薬品についても広く通信販売が可能となるような提供方法を検討し、薬事法施行規則を再改正する。<br>また、高齢者等の交通弱者が自宅近辺の店舗を利用できるといった利便性を向上させるため、現在、医薬品販売を行う際は、登録販売者が常時店頭にいる必要があるが、テレビ電話等の情報通信技術の活用により、登録販売者が常時店頭に居るのと同じ体制ができていると認める。 | 行政刷新会議規制制度改革分科会第1クールでも検討されたが、対処方針の集約はなされなかった。 |
| その他 | 教育 | 37 | 国民 | | 戦略 | | 教科書の電子化 | 教科書の発行に関する臨時措置法、著作権法第33条・第35条ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ | 現行制度は、教科書は紙媒体を前提にしたものとなっており、デジタル化された教科書については想定されておらず、例えば、著作権法第35条ガイドラインにおいて、「校内LANサーバに映像コンテンツ等を蓄積すること」は「授業の過程」における使用にあたらないと規定され、法35条に規定する著作物の複製が認められていない。また、著作権法第33条では、教科書に収載されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されていない。<br>このため、デジタル（電子）教科書の普及により、先進的な教育等を行うため、デジタル教科書も紙の教科書と同様の扱いとなるよう著作権法等を改正する。 | 文科省懇談会で検討中。 |
| | | 38 | 国民 | | 戦略 | | 指導要録・表簿の電子化 | 学校教育法施行規則　第二十四条2項及び3項、学校教育法施行規則　第28条 | 指導要録のデジタル化については、学校教育法上明記されておらず、進んでいない。また、学校で保管する情報については、学校教育法では、「学校において備えなければならない表簿」という規定があり、紙で保存されている。<br>このため、ASPサービス等を活用した表簿等のデジタル化（電子化）により、保存のコストを削減する等のため、学校教育法施行規則等を改正し、電子化を認めることとする。 | 文科省懇談会で検討中。 |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 書面の電子化 | 39 | 国民 | | | 重点 | 国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和 | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）第4条①②、同法施行規則第3条①② | 電子帳簿保存法において記録の真実性及び可視性等の確保等の要件により、国税関係書類の電子保存が可能とされているが、当該要件が過度に厳格なため企業の税務関係書類の電子化を阻害されている。<br>このため、企業の税務関係書類の電子化を促進するため、省令改正による当該要件を見直す。 | |
| | | 40 | 国民 | | | | 電子的な手法による労働条件の明示 | 労働基準法施行規則第5条 | 使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。<br>このため、労働者の合意があれば、明示方法を書面の交付のみならず、FAXまたは電子メールでも可能とするように、労働基準法施行規則等を改正する。 | |
| | | 41 | 国民 | | | | 特定の商取引における書面交付の電子化 | 特定商取引に関する法律 第4条、第5条、第18条、第19条<br>金融商品取引法第37条の3第1項第2号及び第6号並びに第3項、第37条の5、第37条の6<br>保険業法 第300条の2、第309条<br>保険法 第6条、第40条、第69条 | 金融商品取引契約、特定商取引契約、保険契約においては、各種書面を交付しなければならにとされている。<br>このため、電子メール等の電磁的記録による交付により、事業者及び消費者の双方の合理化を図るため、省令等の改正により、電子的交付を認める。 | |
| | | 42 | 国民 | | | | 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付 | 保険業法施行規則第53条第1項第3号 | 保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。<br>このため、電子的交付により、事業者及び消費者の双方の合理化を図るため、省令改正等により電磁的方法による提供を可能とする。 | |
| | 事業環境の整備 | 43 | | | | 重点 | 匿名化された個人の情報の活用 | 各個人情報取り扱いガイドライン等 | 個人情報保護法において個人情報とは当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものが「個人情報」（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とされているが、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」の扱いがガイドライン上明確でない。<br>このため、匿名化された情報の活用が促進するため、従業者が匿名化情報にしかアクセスできない等の社内規程が整備されている場合は、当該匿名化情報については個人情報保護法が適用されないこと等について明記するよう、各種ガイドライン等を改正する。 | |

| 分野 | 分類 | 通し番号 | 抽出母体 | | | | 項目名 | 改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む） | 項目の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 44 | 国民 | 国交省 | 戦略 | | データセンターの国内立地環境整備 | ・建築基準法第2条第1号の運用を明確化（新設・改正の必要なし）<br>・消防法第17条第1項の運用を明確化（新設・改正の必要なし） | コンテナ型データセンターについて、建築物としての許認可に時間を要する、防火対象物としてスプリンクラーの設置が必要になる等の理由で国内立地が進んでいない。<br>一方、海外では、コンテナ型データセンターが普及している。<br>このため、国内立地推進において障害になっている建築基準法及び消防法の運用基準を明らかにするよう、明確な基準を作成する。 | 地域活性化統合事務局の「構造改革特別区域及び地域再生に関する検討要請」において各省に対応依頼済み<br><br>（建築基準法部分のみ）<br>「日本を元気にする規制改革100」にて平成22年度中に検討し、結論を得た上で措置を講じるとしている。 |
| | | 45 | 国民 | 文科省 | 戦略 | 重点 | 著作権制度の整備（フェアユース） | 著作権法の改正 | 著作権法では、著作物等を利用する一定の行為（複製等）を行うことができる権利を著作者等に排他的に与える一方、一定の場合（私的使用目的で複製を行う場合等）は、著作権等の権利を制限する規定を個別具体に列挙し、権利の保護と著作物の公正な利用とのバランスを図っている。<br>しかしながら、著作物の利用の目的に応じて、個別に利用可能な項目の規定の整備に時間がかかるとの指摘や、権利者の利益を不当に害しない利用であってもその規定に該当しない利用は権利侵害となる可能性がある。<br>このため、これらの課題を解決するため、著作権法を改正し、包括的な利用を可能とする「権利制限の一般規定」を導入する。 | 現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において検討中。 |
| | | 46 | 国民 | | | | プロバイダ責任制限法の対象拡大 | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法） | プロバイダ責任制限法第3条では、不特定のものに受信されることを目的とする電気通信の送信により、他人の権利が侵害された場合の特定電気通信役務提供者の民事上の責任を免責される範囲を明確化しているが、刑事上の責任については免責される範囲が明確化されていない。<br>このため、プロバイダが必要以上の責任を負わないようにするため、刑事法上も免責範囲を明確化する。 | |